

【韓国】公職選挙法改正と第18代国会議員総選挙

* 2008年2月29日、公職選挙法改正法が公布された。韓国の公職選挙法は、1994年に個別の選挙法を一つに統合し、全ての選挙に適用する統合選挙法として制定されたものである。全17章279か条及び附則からなる法律であり、制定後は大小様々な規模の改正が頻繁に繰り返され、選挙の前には必ずといってよいほど改正されてきた。今回も、2008年4月9日に行われた第18代国会議員総選挙を前に改正された。

改正案の概要

2007年7月に公職選挙法、政党法その他の政治関係法を検討する特別委員会が国会内に設置され、そこで検討された公職選挙法改正案が2008年2月に国会に提案された。これは、2006年12月の公職選挙法の最終改正後に各議員が発議した50件ほどの改正案と中央選挙管理委員会による改正意見を検討した上で委員会が作成した改正案であり、26項目の改正点がある。

主な内容としては、①投票率を上げるため、選挙管理委員会が投票者に対し国公立有料施設の利用料金を免除したり、割引する等の対策を策定できるよう規定する ②政策中心選挙を促進する様々の規定を設ける ③メディアを利用した選挙運動を活性化するためにインターネット言論社（注1）も候補者の討論会や対談を中継放送できるようにする ④党内予備選挙の選挙運動の許容範囲を拡大するとともに、予備選挙についても投開票費用を国家が負担できるようにする ⑤選挙違反者が自首すれば刑、罰金及び過料等を軽減又は免除できるようにし、内部告発者には報奨金付与が可能になるよう規定を設ける ⑥選挙不正監視の活動を拡大、拡充する ⑦候補者や政党が選挙管理委員会に提出した各種の印刷物や広告等について、選挙管理委員会に著作権を帰属させる条項を新設する ⑧マスコミによる各候補者の政策や公約の比較評価について規定を設ける、等々が挙げられる。最後に挙げたマスコミによる比較評価については、各候補者に点数を付与したり序列化する等の行為は禁止され、評価の信頼性・客観性を立証できる内容を共に公表しなければならず、資料一切は選挙日後半年にわたって保管しなければならない等の厳しい規定が設けられており、マスコミからは「政策中心の選挙をという社会的要求に反する」との評価もみられる。

付帯決議

今回の改正案には付帯決議が付されている。内容としては、今後の第18代国会において在外国民の選挙権行使に関する改正を迅速に推進すること、各政党の地域議席偏重現象を改善するために惜敗率による比例代表の当選等の導入、圏域別比例代表制度の導入及び比例代表議員数の定数拡大に関する議論に着手すること等が挙げられている。

このうち、在外国民の選挙権行使については、憲法裁判所が、事実上在外国民の選挙権行使を制限している現行の公職選挙法に対し、2007年6月28日に「憲法不合法決定（注2）」を宣告していたため、特別委員会での検討結果が注目されてきたが、今回の改正では与野党の思惑が交錯して合意に至らなかった。憲法裁判所は2008年末までに改正するよう求めており、今後の審議動向が注目される。

第18代国会議員総選挙

改正された公職選挙法に基づき、2008年4月9日、第18代国会議員総選挙（任期：2008年～2012年）が行われた。2000年の第16代選挙では57.2%、2004年第17代選挙では60.6%であった投票率は、50%を切って46%となった。この投票率の低下は、与野党が政治的な争点を定めることができずに有権者の関心を引くことができなかつた上に、選挙当日雨が降ったためと分析されている。保守派の与党ハンナラ党は過半数を若干上回る153議席を占め、最大野党の統合民主党は81議席となった。女性当選者は、歴代で最多の41名であり、国会議員総数の13.7%となった。

今回の法改正に基づき、投票率向上のために選挙管理委員会による「投票確認証」制度が導入されたが、最終的には1000万枚近くが選管の手元に残った。「投票確認証」を持参すれば、期間限定で博物館等の公共施設に無料入場できたり、公営駐車場で割引を受けることができるなどの特典が付与されるが、有権者の興味を引くことは難しかったようである。

今回の選挙では、2002年大統領選挙や2004年国会議員総選挙のときのように、インターネットによる世論形成が大きな話題になることはなかった。投票日前日、代表的な新聞社の一つである朝鮮日報社のサイト「チョソン・ドットコム」において、アクセス件数上位5位以内に入った選挙関連のニュースは2件のみであった。これには、候補者に対する悪質な誹謗中傷に有権者が辟易していることや、公職選挙法により規制が厳しくなったことが原因として挙げられている。

また、選挙後の新聞社の調査によれば、自分の理念傾向を中道保守と考える当選者が回答者の52.3%を占めており、改革派の若い議員が多かった第17代国会に比べて相対的に保守化したことがわかった。

注

- (1) 「インターネット言論」とは、時事問題に関する報道や論評を提供するインターネット新聞や政治ポータルサイト等をいい、「インターネット言論社」とは、それを発行する者をいう。韓国では、インターネット新聞が既存の新聞等マスコミと並ぶ選択肢の一つとして、有権者の支持を得ている。
- (2) 「憲法不合法決定」とは、憲法裁判所の決定の一種であり、該当条項の違憲性は認めるが法秩序の安定のために法改正時まで猶予期間をおく決定をいう。

（白井 京・海外立法情報課）